

議案第二十三号

港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提出者 港区長 清 家 愛

港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年港区条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第三号中「第四項第一号」を「第六項第一号」に改め、同条中第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、同条第三項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第一項第二号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第七条第三項第一号中「当該」を削り、「第二十八条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第二号」を「第一項第二号」に改め、同項各号を次のように改める。

一 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のイ及びロに掲げる要件を満たすと区長が認めること。

イ 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

ロ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

二 区長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第七条中第二項を第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 区長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第一号の規定を適用しないことができる。

一 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

二 次のイ及びロに掲げる要件を満たすこと。

イ 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

ロ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第二十八条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第五項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第一項第一号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第十七条第一項第二号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

付 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（説 明）

子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和七年内閣府令第七号）等の施行による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）の一部改正を踏まえ、家庭的保育事業等の実施に係る要件を変更するため、本案を提出いたします。